

裁判所書記官印

証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第1407号
期 日	平成28年6月2日午前10時00分
氏 名	南真一
年 齢	59歳
住 所	大阪府阪南市自然田1649
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

せん せい しょ
宣 誓 書

りょう しん したが ほん どう
良心に従って本当のことを

もう あ
申し上げます。

し かく
知っていることを隠したり、

もう あ
ないことを申し上げたりなど、

けっ
決していたしません。

い じょう ちか
以上のとおり誓います。

氏 名 南 真 一 印

裁判所書記官印

証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	平成26年(ワ)第1407号
期 日	平成28年6月2日午前10時00分
氏 名	南真一
年 齢	59歳
住 所	大阪府阪南市自然田1649
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以上

被告阪南市代理人中光弘

丙第2号証を示す

陳述書、冒頭の署名押印部分だけめくります。これはあなたのものですか。

はい、間違いございません。

内容で違っているところはありませんか。

はい。1点だけ。この1ページの平成25年11月30日と書いてるところはこれ平成24年の間違いでございます。

1ページ目、本文5行目、25年とあるのは24年の誤りと。

はい。

ほかはいいですか。

はい。ございません。

そうすると、陳述書に書いてあることはもうできるだけ聞かないようにしますから。まず弓場さんについてちょっと聞いときたいんですけど、時期はいつでもいいんですけども、^①本件以外で弓場さんが役所に電話をしてこられたり、あるいは来られたりということあると思うんですけども、それはよくあるでしょうか。

はい。あります。

この電話でも面談でもいいんですけども、1回話をする大体時間がどれぐらいかかるかということを知りたいんですけど、大体長くてどれぐらい、短くてどれぐらいって答えてもらえますか。

^① はい。長くて3時間ぐらい、短くて、まあ電話も含めて15分ぐらいですが特に長いときは5時間、また7時間ということもございました。

^② 弓場さんはどういう内容のお話をされることが多いんですか。

^② 市に対しての、まあご本人さんの要望。または苦情等のお話が多いです。

^③ 市のほうでは当然説明をされると思うんですけども、ご納得を得られること

が多いんですか、それともご納得を得られないことが多いんですか。

③ 納得していただけないことが多いです。

ご納得いただけないときに、④ 弓場さんがどういう状態になるのか、言っただけですか。

④ まあ突然、まあ激怒。まあ大変激怒されて、また大きな声をまあ出されることがありまして。で、まあ、まあ激しい勢いで、まあお話をずっとされるということがございます。

そういう状態、激怒してる状態って言いますかね。そういうふうに言わしていただきますけど、そういう状態というのは大体どれぐらいの時間続くものなんですか。

私の経験からでは大体2時間ぐらい続くと思っております。

そういう状態のときに、例えば証人のほうで反論をされるというようなことはあるわけでしょうか。

反論はそのときはできないような状況です。

⑤ その激怒している状態の弓場さんに恐怖を感じることはあるんですか。

⑤ それはあります。

その激怒してる間、大きな声で話をされる以外に何かこう特徴的な原動はありますか。

⑤ 大きな話、まあ威圧的な形で私もそうですが、他の職員もそういう形の威圧的な形はあったと思います。

例えば何か行動はありますか。

はい。いつも訪問いたしますと、まあ食卓に向かい合わせでお話をさせていただくんですけども、⑤ 当初はつえで机の上を、まあ片側はちょっとご不自由なんですけどもたたかれたり。で、あるときには物を投げられたり。

⑥ 今、何をたたくって言ったの。つえで何をたたくって言ったんですか。

机です。

机をたたくの。

あ、^⑤テーブルです、はい。

それから。

そしてまあ物を投げたりされたこともございます。

証人は物を投げ。

裁判長

^⑦ ちょっと待って。何を投げるんですか、物を投げるというの。

^⑦ これはその1回だけ私は装具。弓場さんは右足の装具つけられておるんですけども。

被告阪南市代理人中光弘

今から聞きます。あなたは物を投げられたことはあるんですか。

ええ。私はそのような形で物を投げられたことはあります。

何回ありますか。

^⑧ それは1回だけです。

投げられたものは何ですか。

足の装具です。

いつですか。

^⑧ 25年1月29日です。

それは弓場さんのご自宅なんですか。

ああ、ご自宅です、はい。

何の話があったときの出来事なんですか。

その当時はみらい、事業所みらいさんにもう阪南市内で事業をさせるなということをお話をされたときに私がちょうどそのときにお断りをしたタイミングだったと思います。

そのとき、弓場さんと証人は食卓で向かい合ってる状態ということなんです

か。

はい。これはいつでもそうです。向かい合っの状況です。

食卓というのはこう向かい合うと大体顔と顔がどれぐらいの距離のもんなんですか。

⑦

もう食卓、まあテーブルは2人がけですのもう約1メートルぐらいだと思います。

⑧
んで、ご自身の装具を証人に向かって投げたんですか。

はい。

証人に当たったんですか。

⑧

ええ。当たりましたけどもけがをするようなことでは一切。装具もやわらかいものですから、はい。

ちなみにその日のやりとりというのは何時ごろから何時ごろまでのものですか。

⑧

仕事を終えてからだったと思いますので5時半から約11時ぐらいまでその日はかかったと思います。

夜の11時ですね。

はい、そうです。

一旦激怒される状態になると2時間ぐらいその状態ということ先ほどおっしゃったんですけど、それを過ぎるとまた変わるんですか。

はい。普通の会話に戻って世間話とかができます、はい。いたします。一度激怒されて、おさまられて、再び激怒されることもあるんですか。

はい。それもございます。

で、結局長時間になると、こういうふうに聞けばいいんでしょうか。

⑧

はい。訪問したときはそういうことになります。

⑨
例えば平成24年ころのことを聞くんですけど、そういう長時間ということになりますとトイレはどうされるんですか。

⑨

その当時はもう耐えます。

弓場さんのおうちのトイレをお借りするという選択肢もあるかとは思うんですけども、そうはされないんですか。

⑨

ええ。その当時は私もしなかったしほかの職員もそのようにしてはな
いということを申しておりました。

それは、どういう状況だからなのでしょう。

⑨

それはもう激怒されるときに、もうそういうトイレをさしていただき
たいということは申し上げるような状況ではないということで我慢を
しておるということでございました。

例えば先ほど5時間とか7時間という話があったんですけど、その間でもト
イレは我慢されると、こういうふうに聞けばいいんですか。

ええ、もう、あの。

そういうふうに聞けばいいんですか。

ええ。その当時。

結論言うてくれたらいいです。

はい。

そういうことなの。

でも最近になって最後のころは行きました。

いや、結論だけ言うてくれたらいい。わかった。

はい、はい。

その激怒なさって、で、また戻られて、市のお話に納得されることもあるわ
けなんでしたね。

はい。あります。

日が変わると再び同じように怒っていらっしゃるということもあるんですか。

はい。全く同じような、同じように激しい口調でお話をされるという
ことがよくありました。

それから、弓場さんのご家族、ご親戚の方というのに同席を
をするということというのは、それはないもんなんですか。

⑩ はい。こちらからお願いすることはありません。ないです。

平成24年ころに弓場さんのご家族だとかご親戚の方で弓場さんのご近所に
住んでおられる方というのはいらっしゃったんですか。

⑩ ああ、お隣、すぐお隣にお姉さんとお母さんが一緒に住んでおられま
した。

で、同席していただくつちゅうことはなかったわけですね。

はい、ありません。

あなたが弓場さんのお宅に行かれたり、あるいは役所で弓場さんに会われた
りするときに、先ほどお母さんとお姉さんっておっしゃったかな。

はい。

が一緒におられる姿を見たことはありますか。

ありません。

そしたらちょっと違うこと聞くんですけど、平成24年11月ころ、あるい
は12月にかけてなんですけど、みらいからは弓場さんとの訪問介護のサー
ビスの契約を解約したい意向を持ってるというのは聞いておられたんですか
ね。

はい、聞いておりました。

⑪ そのころ、市のほうで何を心がけていたというふうに聞けばいいんでしょ
うか。

⑪ まあ契約をやめることのないようにですね。まあそういう状況は避け
るべきだとそのように考えておりました。

ちょっと聞き方かえるんですけど、そのみらいがサービスの提供をやめない
ようにしようという意味なのか、それともみらいではなくてもいいんだけど
も、とにかくサービスが絶えないようにしようという趣旨で言ったのか、ど

っちなんですか。

⑪
サービスがお互い弓場さんとみらいとが話し合いをしてサービスが絶
えないように工夫をしてほしいというように私たちは考えておりまし
た。

⑫
12月4日に弓場さんのおうちでお話をする機会があつて、そこには南さん
は出てないんだけど、市の植田さんが出席されてるんですね。

はい。

その日は結局みらいさんからの解約の話は出たと聞いているんですか、出てな
いと聞いているんですか。

出ておりません。

⑬
それを聞いて市としてはその日の話し合いの到達点と言いますか、そういう
のどういうふうに制定されたんですか。

⑭
これでサービスが継続されるものだとは私は整理をしています。

⑮
次の日の12月5日に弓場さんから市に電話が入っていますか。

はい、入っております。

どんな内容の電話ですか。

⑯
その5日の午前だったと思いますけども、みらいの対応が悪いと。そ
して市が、市に、阪南市としてみらいを指導しろというお電話だった
と思います。

証人はその電話の内容を聞かれて、どうしようというふうに考えたわけです
か。

⑰
これは、あと、次のみらいのお話を聞こうとそのように考えておりま
した。

その次にどこから連絡入りましたか。

はい。そうこうしてるうちに泉南市さんのほうから、みらいが解約を
するという連絡が入りました。

で、市としたらどう考えたんでしょうか。

これでこの件については協議が必要だなというふうに、これに対して
の協議が必要だと考えました。

で、結局協議の場を持ちましたね。

はい、持ちました。

そのときにみらいさんからは要するにどういう趣旨の説明がありましたか。

みらいさんとしてはもう体力的にも精神的にも限界であるとそういう
お話がございました。

解約したいんだという話は出ましたか。

はい、出ました。

その場で解約をするかどうかについて積極的に賛成なり反対なりの意見を表
明した人はいましたか。

それはいません。

⑮ 市の立場では解約はけしからんと考えてたのか、いいことだと考えてたのか、
どちらでもなかったのか、どう考えてましたか。

⑬ どちらでもなかったと考えておりました。それは解約はみらいが、み
らいの事業所が決めるもんだとそのように考えております。

証人はその打ち合わせの場で、解約を容認するような趣旨の発言はしまし
たか。

それはしておりません。

何か発言しましたか。

はい。解約となれば次の事業所、サービスを探す、探さなければなら
ないと、そのような話をしました。

それは誰に向かって言いましたか。

⑭ ケアマネジャーの田脇さんに対してですね。解約に、解約をするんで
あったら次の事業所を探してほしいとそのようにお願いをいたしまし

た。

田脇さんは何というお返事でしたか。

すこやかという事業所を当たりますと。ただし市に、合わせて市に対しては、まああくまで利用者本意で考えますけども、^{①⑥}契約は対等の立場であるのでその旨を弓場さんのほうに説明をしてほしいとそうおっしゃっていました。

今度12月6日のことを聞きます。6日の日に弓場さんのおうちに行ってますか。

6日の日に行っております。

そのときに次の事業所について弓場さんが田脇さんに何か言ったことがありますか。

はい。まあお風呂に入られてなかったのでお風呂に入れるように事業所を探してほしいということをおっしゃってございました。

田脇さんの返事は。

今、あすすぐにと言うことはできませんけども、事業所を探しますということはおっしゃってございました。

そのほかに弓場さんが証人に言ったことはありますか。

はい。まあ訪問時間の後半ですけど、まあ世間話から始まりまして、そこでまあ私に対してはもう最後帰るときになったんですけども、事業所みらい。みらいさんに対してですね。もうこのような、次解約をするようなことをすれば阪南市として事業所から撤退してくださいと、そのようにするようというお話が私宛てに言葉としてありました。

甲第50号証を示す

またちょっと違うこと聞きますけども、甲第50号証を示します。3枚目。3枚目を示しますが、ちょうど真ん中辺のところなんすけど、右側の箱のところに、阪南市の南介護保険課長に確認と書かれてる欄があります。ここに書

かれてる欄をお読みにになりましたね。

はい、読んでおります。

やりとり、実際にした内容と違ってますか、合ってますか。

合っております。

それと、この確認は12月10日のようなんですけども、⁽¹⁷⁾ 12月6日に市から府に電話をしたことはありますか。

はい、しております。

電話をしたのは誰ですか。

⁽¹⁷⁾ 梶間です。介護保険課の梶間で。

どうして電話をしたんですか。

⁽¹⁷⁾ 府と市とで情報の共有を図りたいと、そういうことで電話をいたしました。

連絡のときには弓場さんという具体的な名前を上げて連絡をしてるんですか。

そういうことはしません。

甲第50号証を示す

それから、もう一回。もう一回先ほどの甲第50号証の3枚目示しますけども。その下から2つ目のぼつのところなんですけどね。いろいろ書いてあって、最後にひとまずサービスは継続しているものと思われるという趣旨の、これは南の発言という趣旨で書かれてると思うんですけど、こういう趣旨の発言をしたことはあるんですか。

はい。このような形で、はい。

⁽¹⁸⁾ そのときなんですけど、実際にはサービス提供があり得ないということを認識をして殊さら虚偽のことを言ったんですか。

⁽¹⁸⁾ そういうことはしておりません。

甲第5号証を示す

これは手書きのもんですかね。

はい、そうです、はい。

これはあなたが書いたんですか。

はい。間違いございません。

いつどこで書きましたか。

⑱ 平成26年7月11日に弓場さんが市役所へ来られましてそのときに書きました。

このときに来られた弓場さんのご用件は何だったんですか。

⑲ 24年12月5日の私たちが集まったやりとりを書けということでございました。

その日、最終的にご面談って何時ごろに始まって、何時ごろに終わったんですか。

ちょうど仕事が終わる手前ぐらいの5時から9時ぐらいまでだったと思います。

⑳ 午後の9時ごろまで役所にいらっしゃったの。

はい。

その間の、何時ごろにこれはお書きになられたものですか。

㉑ 3時間ぐらいたってからだと思います。

大体8時ごろってことですか。

そうね、はい。

原告代理人山田直子

平成24年11月30日ですが、みらいの西之坊社長が阪南市役所に来ましたね。

はい。

㉒ その対応は南さんがなさったってことでいいですか。

㉓ はい、間違いございません。

みらいからの相談を阪南市として受けるのはこの日が最初ですか。

はい、この解約したいという話を最初です。

みらいからその日の相談内容ですけれども、これは原告への介護訪問サービスの解約の件だったのでしょうか。

解約をしたいという、はい。そういう申し出がありました、はい。

みらいからの要望というのは具体的には、⁽²²⁾これは原告への解約告知の場に阪南市に立ち会ってもらいたいという、そういう話だったのでしょうか。

⁽²²⁾そのときは立ち会ってほしいという話ではまだなかったです。4日の話ですね、はい。

はい、4。11月30日ですが。

⁽²²⁾30日にはないです。

しかしながら12月4日に植田さんが行かれてますよね、原告の家に。

はい、はい。

これはいつ要望があったんですか。

⁽²²⁾その当日だったと思います。泉南市から電話もいただいて、もう市も立ち会い、⁽²³⁾中立の立場で入ってほしいという依頼を受けたのはそのときだったと思います。

もう一回確認しますが、⁽²³⁾解約の場面、告知の場面に立ち会ってもらいたいという要請を受けたんですね、阪南市のほうか。

はい。話し合いに、⁽²³⁾はい。そうです。

それが12月4日のことだと。

はい。

これは要望はどこからあったんですか。泉南市役所からあったんですか。

本人、みらいさんからだったと思います。

これまでも阪南市では事業所からの要望を受けて解約告知の場面に立ち会うということをしてたんですか。

していません。

今回が初めてだったんですね。

はい。

そもそも訪問介護サービスの契約というのは事業者さんと利用者さんとの契約で、ね。

そうですね、はい。

阪南市役所は当事者になりませんよね。

はい。

これまでもなさっていないということで、このように事業者からの依頼を受けて解約告知の場面に市役所の職員が勤務時間中に立ち会うということは、これほかの事業所から見たらえこひいきと言われるおそれはなかったでしょうか。

はい。そう言われたことはないですけど客観的なお話をそうされますとえこひいきと言われても仕方ないとは思いますが。

みらいからだけを優遇してるという評価もできますよね。

はい。

その点も踏まえて、阪南市の立場からはみらいからの依頼を断ることも可能だったんですね。

ええ。^{②④}ただその申し出が余りにもみらいの申し出の内容が我々の想定を超えてたので何とか入らなければいけないとそのように思いました。

12月4日時点の申し出が想定範囲を超えていたというのは、具体的にどのような点が超えてたんですか。

これは証拠として出したと思いますけどみらいの11項目かのお話を^{②④}これはまあ一方的という、言われれば仕方ないですけど、そういう理由を確認した上で一度そういう中立の立場で入りますということで判断をしました。

その話は具体的には11月30日に既に西之坊社長から伺ってたということ

でしょうか。11項目は。

②5 やめたいというお話は伺ってございましたけども、もう11月30日で
もうやめるという決定をした申し出があったわけではないです。でも
やめたいというお話は受けておりました。

で、やめたいという申し出があったのが先ほど言ったように12月4日にな
ってからという趣旨ですね。

②6 やめたいというのは12月5日に正式に受けたのはそこです。でもそ
の4日はそういう申し出を行き、弓場さんのお宅へ行きたいのでうち
の植田に入ってほしいという依頼を受けた状況です。

②6 12月4日申し入れというのは、解約の申し入れですか。

をしたいというつもりであったようです、はい。

②7 この時点では阪南市はみらいが解約をして、その日のうちにサービスを停止
するということまで把握されてたんですか。

②7 いや、それはしておりません。

ということは、12月4日段階までは即時解約ということは聞いてらっしゃ
ってなかったってことですね。

はい、はい。

②8 この日、12月4日ですけれども、結局植田さんが原告の家に行っておりま
す。で、これは先ほどおっしゃったように植田さんというのは完全に中立の
立場立って立ち会うということでもいいんでしょうか。

②8 はい、はい。

これは中立とおっしゃるからには当事者間の公平も図るという趣旨もあるん
ですね。

当事者さんとの公平、そうです、はい。

植田さんが原告の家に出向く前に阪南市介護保険課としては今から植田さん
行きますけどいいでしょうかという予告はなさりましたか。

それはしておりません。

ってことは、²⁹植田さんは事前承諾もないまま原告の家に行ったってことでしょうか。

それはみらいさんのほうからされるというふうに聞いておりました。

③④ しかしながら承諾を得たかどうか、みらいさんから確認とりましたか、じゃ。

⑤⑩ それはとっておりません。ただみらいさんから依頼を受けたのでそういうふう到我々はお話をされてると思っておりました。

本来でしたら行ってもいいかどうか、相手の確認をとってから行くのがと思うんですけども、その確認をとられなかったってことですね。

はい。市のほうはとりませんでした。

先ほど、阪南市は完全に中立、公平な立場で関与したということによかった
 ですね。

はい。

そうであったら、やはり情報提供についてもこれは公平でなければならなかったと思いませんか。

そのときは思っておりませんでした。もうみらいさんから我々が依頼
を受けたとおり動けばいいというふうな理解で動いておりましたので。

ですから、⁽³¹⁾本来でしたら12月4日植田さんが原告の家に行く前に11月30日以降の経緯を原告にも話すべきだったんじゃないでしょうか。

③① 本来はそうすべきだったと思います。

しかし話されなかったということですね。

46

その後、みらいのほうが解約告知と同時にサービスを停止するというのが阪南市が把握したのは、12月5日ってことでよかったですね。

はい。

これは西之坊社長の発言でわかったってことでしょうか。

はい。そうです。で、泉南市からも連絡が入ったという状況もありました。

泉南市から報告が入って、12月5日南さんたちは泉南市役所に出向いてるってことですね。

はい。

その場で西之坊社長からあした以降原告に対するサービスを停止すると言われたということでしょうか。

はい。そうです。

(32) 阪南市としては、みらいの解約については一切のコメントを差し挟まなかったということですね。

(32) 解約についてはですね、はい。

(33) その場で西之坊社長が即時解約の理由については何か説明されてましたか。

(33) はい。それは先ほども申し上げましたけどももう事業所として体力的にも精神的にも限界であるというお話でございました。

(34) 西之坊社長からヘルパーに対して、原告が殺すと叫ぶようなことがあったという報告はあったんですか。

(34) はい。それは以前に、11月30日のときにも伺ったことがあったと思います。

11月30日もヘルパーの前で原告は殺してくれと言うことがあった、さらに12月5日についてもそのような発言があったということを聞いたってことですか。

(35) もう、12月5日にはそういう発言はなかったと思います。ただ、もうあすの事業所にはもうサービスが行かないということが。発言がございました。

で、理由については先ほどのように限界だという説明だけだったんですね。

(36) はい。そしてその日にあった出来事はヘルパーさんが4人弓場さん宅

③⑤ へ行っておったようですけども、その日会議をしてもうヘルパー全員が、その4人全員が行けないという申し出を受けたのでそのように決断をされたというふうに聞いております。

少なくとも11月30日の段階で原告が自殺をほのめかすような、殺してくれというような発言があったということを阪南市把握してたんですね。

原告、原告さんがですか。

はい。

自殺をするということですか。

はい。

そこのお話はまだ聞いてはなかったと思います。

③⑥ その話は最後まで聞いてないんですね。

③⑥ それも書類の中で15人のヘルパーさんのものを見せていただきましたけども原告さんが殺してくれとかいう話はその文章で見せていただきましたけどもほかのいろいろの細かいところは聞いてるところと聞いてないところがありました。

みらいから見せてもらった文書というのは何のことですか。

申し出、裁判所に提出やった分だと思います。

みらいが作成されたもんですか。

だと思います、はい。

③⑦ それはいつ受け取ったんですか。

③⑦ 最近、最近の分だと思いますが。

③⑦ 裁判になってからの話をされてるんですか。

③⑦ はい、はい。

いや、だから、その当時ですよ。

③⑦ その当時はその件に、殺してくれということまでは具体的には聞いてなかったと思います。

1 1月30日にも聞いてなかったの。

はい。

1 2月5日も聞いてなかったでいいですか。

でも私たちが聞き取りをした11点ぐらいの証拠として出さしていた
だきましたけどそれは聞き取っておるということで。

いえ、私が今聞いてんのは、原告が殺してくれとヘルパーさんに言ったこと。
これについては12月5日では聞いてなかったと先ほどおっしゃいましたけど、
それ間違いないですか。

はい。そう、そうです、はい。

それは11月30日にも聞いてなかったでよかったですか。

その辺の細かい、私は弓場さんが殺してくれと言うことに、特化した
記憶は特に持ってないです。

かなり物騒な話だから今確認してるんですけども、そんな物騒な記憶は残っ
てないってことでしょうか。

殺し、弓場さん自身をですね。

はい。

ヘルパーさんを殺すとかそういう話ではないんですね。

じゃないですね、うん。

ええ、その辺は余り記憶には残っておりません。

だから、弓場さんの生命の危機とかヘルパーの危機というのは余り感じられ
なかったってことでしょうか。生命の危機ですね。

うん。私としては記憶に残ってなくてあんまりわかってはおりません、

はい。

あなたとしてはこのままみらいのヘルパーが生命、身体の危機があるという
ような判断は。

その認識は。

ありましたか。

はい。そう、みらいさんのヘルパーさんのお話を聞かしていただきました。

それはいつの段階でですか。

③⑨
それは11月30日のお話の中でおっしゃってたと思います。

どういう話からヘルパーさんの生命、身体に危険があると判断なさったんですか。

③⑨
それは申し出の中でヘルパーの作業中に机をたたいたりとか、もうそういうふうにして危害を加えられるおそれがあるというお話です。危害を加えられたというお話ではないんですけどそういう不安を持っているという話は聞かしていただきました。

④①
具体的に、机をたたくというのはどういうことですか。

④①
最初的时候は机の上に弓場さんの使ってるつえをこの我々間に、正面に置いて。で、興奮されたときにはそのつえをたたくという、そういう行為です。

をヘルパーの前で、ヘルパーがそう。

あ、私との間です。

今最初おっしゃってた。

きっとそう、ええ。同じそういう、たたくというのはつえを置いてるという話は聞かしてもらったことはあります。

④①
あなたが根拠とされてる、机をつえでたたくという話は平成24年1月29日のことじゃないんですか。

④①
だけではないです、はい。

あなたが受けたことですね。

その訪問した12月6日の当時ぐらいからもつえは机の前へ置かれておりました。

たたいてましたか。

はい。

12月6日もですか。

6日かどうか、もう私は12月の末までに何度もお邪魔をしておりますので、何、いつの日にそれがあったという記憶まではございません。今私が聞いているのはあなたの体験じゃなくって、ヘルパーからの報告として。

その報告は受けておりましたけどそれを確認まではしておりません。

ヘルパーからどのような報告を、具体的に受けたんですか。

ヘルパーさんが危険に感じてるというお話は聞きました。

今その根拠を聞いているんです。どういうことがあったから危険に感じてるということでしたか。

そのいろいろやりと、やりとりはわかりませんが、その際、ヘルパーで食事を家庭訪問してるときに後ろから怒られたりとかずっと言い続けられたりするというお話の中で危険を感じるというお話は聞かしてもらいました。

言われたのは口で言うことですよね。

そうです、そうです。

ですね。

はい。

何か。

危害を受けたということは聞いておりません。

聞いてないですね、それは。

うん。はい。そのように恐怖を感じたというお話は聞きました。

で、根拠は口でどなられたことですね。それ以外ありますか。

だと思います。殴られたりとかそういうことは一切ないです。ないように聞いております。

結局その後ですけれども12月6日あなたは西之坊社長と原告の家に行っておられますね。

はい。

これは12月6日、あなたが原告の家に行かれたのはみらいの解約後のサービス提供が間断なく続くよう、これに備えるのが目的でしょうか。

まずは西之坊社長は電話で前日にお断りをしたということでしたのでそういうことではだめですよと。ちゃんとお顔を見て申し出をしないといけませんよということで6日の日に一緒に行ってもらおうということで私が参りました。

ただ、阪南市はみらいの解約については一切意見を差し挟まないという立場でしたね。

はい。

関与しないってことははっきりさせないといけない立場だったんですね。

次のサービスにつなごうというつもりで参りました。

(42)
12月6日、原告の家に行く前にあなたは原告と電話で話はしてませんか。

行く前にですか。

はい、行く前に。

(42)
それはしてないと思います。

ではあなたは原告の家に行く前にこれから原告の家に行くということはおっしゃいましたか。

行く日時、時間等はお話したのでそれが私がしたのか課員がしたのかそこはちょっと記憶にございません。でも行くお話はちゃんと調整をしてお伺いしてやるはずで(42)すんでうちの誰かが、ああ、みらいさんが恐らくその時間を決めていったんだと思います。

あなた自身は原告とは会話してないんですね。記憶はないんですね。

と思います、はい。

④③
それじゃ、あなたは訪問前に何の目的で行くということは原告に伝えてない
んですね。

④③
そうですね、はい。

その日までの経過についても事前に原告には情報を与えてなかったんですね。

30日にお会いしたこととかですね。

はい。

はい。

先ほどの話では12月5日泉南市役所において関係者が集まって話をした、
西之坊社長の口から解約の話が出た、そのことについて最初に原告に伝えた
のは平成26年7月になってからじゃないのでしょうか。

26年、そうです。はい。

それまでは話してないんですね。

はい。しておりません。

これもやはり中立の立場としては情報はみらい、原告双方に平等に与えるべ
きじゃないんですか。

はい。この意図は私はケアマネさんについて、ケアマネの田脇さん
について12月5日に入ったことをわかるとこれだけは、ケアマネさ
んをなくしてはこのサービスは後につなぐことができないと。田脇さ
んについては我々入ったことを伝えることによって次のサービスがで
きないと考えたのでこれだけについては12月5日の我々集まった集
まりに田脇さんが参加したことを把握したかったという意図が働いた
のでずっとそれは隠しておりました。

いずれにしろ、中立の立場を保とうと思ったらやはりみらいと原告、それぞ
れ情報は市としては同じように提供すべきやったということは否定できな
いんじゃないんでしょうか。

④④
はい。中立にという話になれば当然その分は隠しておりましたので。

中立ではなかったということは言えると思います。しかしそれには1つの意図があったということはわかっていただければと思います。

ちょっと意図がよくわかりませんが、それではどちらにしても⁽⁴⁵⁾あなたは解約には関与しないという立場で12月6日、原告の家に行かれてるんですね。

⁽⁴⁵⁾ 解約には、はい。

当日の原告の家での会話は録音されましたね。

はい、しました。

この日原告の家に着いてからまず西之坊さんから解約の話があったんですか。

ええ、解約の話を正式に弓場さんのほうに向かってしてくださいという
ことで私が申し上げました。

それ以外あなたは発言してないですか。

その解約の最初の西之坊社長のいてる間はしてないと思います。その説明をする責任を果たしてくださいということで、まあ会議を進めたと。状況です。

それでは、あなたの記憶ではあなたは、それでは西之坊社長に説明してくださいと促しただけということで、記憶でいいでしょうか。

はい。その説明責任は果たしてくださいということで促したということ
とです。

⁽⁴⁶⁾ その後は全て西之坊社長がしゃべったということでもいいですか。

⁽⁴⁶⁾ はい。

結局12月6日も原告、本来でしたら原告の家にはみらいからヘルパーが派遣されるはずでしたね。

そうです。

この日、原告の家にはヘルパー派遣されましたか。

されてないと理解しております。

じゃ、この日を持って原告に対するサービスは断絶されたということでもいい

ですか。

ええ。そのときにみらい、ケアマネの田脇さんに後お願いをしますと
いうことは依頼をしております。

で、⁽⁴⁷⁾12月6日、阪南市の職員の梶間さんが大阪府庁に電話をしたということ
とでいいですか。

はい。

これは何時ごろなさったんですか。

⁽⁴⁷⁾午前中だったと思います。時間はわかりかねます。

これは6日から解約予定、弓場さんの介護サービスが断絶されたということ
を報告されたんですか。

いえ、そういう形で、どういう、今後の対応も含めて状況を報告をし
ようという形で電話をしたと思います。

というか、⁽⁴⁸⁾電話をしてるその日にきょうからサービスが断絶しますというこ
とで伝えられたんですか。

⁽⁴⁹⁾それは継続するものだと田脇さんをお願いしておりましたので、その
日に断絶をしたというふうには考えてはおりません。

じゃ、6日も田脇さんがヘルパーを連れてくると思ってたんですか。

もうすぐに、すぐにということではないですけど、田脇さんはすこや
かのほうに対応しますということでお話をいただいておりますので。
断絶したとは考えてはおりません。

じゃ、その後田脇さんに対して、ヘルパーの引き継ぎどうなったかという確
認はされたんですか。

しました。

いつされましたか。

その日に、その日に、翌日ですね。もう田脇さんの事業所はすぐ隣で
すので。

裁判長

⑤⑦ まあ翌日にしたと。もう手短でいいですよ。翌日にしたということですね。

⑤⑦ はい。

原告代理人山田直子

田脇さんの答えはどうでしたか。

ちょうど今調整中であつたんですけども今も弓場さんとは連絡とれず
に弓場さん自身がヘルパーを依頼してるというふうに聞きました。

ということは、田脇さんが次の事業所を手配できたかどうかは確認できてな
いってことですね。

はい。

12月6日、大阪府に対して電話をかけたということを示す資料は存在しな
いんですか。

6日の日はしないと。しないと思っております。

資料は存在してないってことですね。

はい。

この報告というのは、介護保険法の規定にかかわる事項ですけれども、阪南
市役所では一切記録を残してないってことですか。

もちろん、はい。口頭でのお話を、まず大阪府とするときは残しませ
ん。

残ってないでいいですか。

はい。

以 上